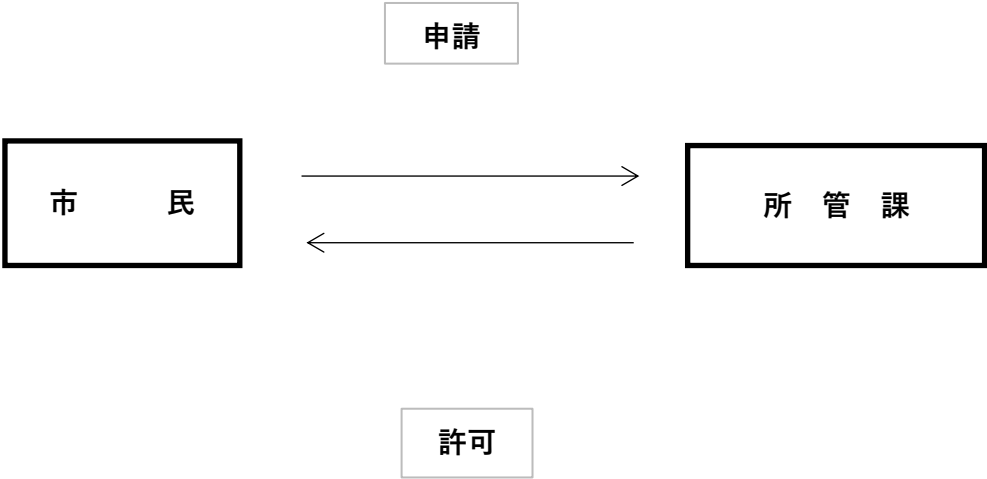


審査基準及び標準処理期間整理個表

処 分 名	使用料の減免	
処 分 の 概 要	下水道使用料の減免を行う。	
根 拠 法 令 名	松山市下水道条例(平成18年条例第21号)	
条 項	第41条	
所 管 課	上下水道料金課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		2週間程度
標 準 処 理 期 間		計 2週間程度
判 断 基 準	松山市下水道条例施行規程第19条第1項から第3項に該当する場合。	
【根拠法令等】 松山市下水道条例 第41条 市長又は管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料又は占用料を減免することができる。 松山市下水道条例施行規程 (使用料等の減免) 第19条 使用料に係る条例第41条に規定する特別の理由は、次のとおりとする。 (1) 使用者が天災その他の災害を受けたことにより使用料を納付することが困難であること。 (2) 使用者が漏水により使用した水道水量及び水道水以外の水の量が汚水排出量と異なること。 (3) 前2号に掲げるもののほか管理者が適当と認めた理由		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※事案ごとに処理期間は異なります。

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
 それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。